

東京都千代田区永田町2-3-1

内閣総理大臣 安倍晋三様

私は、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会、千葉支部の支部長石川公之と申します。

支部会員らは一般社団法人全国地方銀行協会が要望している銀行の不動産業務を解禁すべきといふ要望内容に大きな危機感を感じています。

独占禁止法、銀行法等の5%ルールが撤廃されれば、企業買収等の銀行による子会社化が促進されて市場は独占されてしまいます。自由競争の原則は守られず、資金調達においても公正な扱いを受けられなくなります。銀行の経済的支配力は絶大なものとなり、仮にこれが認められれば我々中小の不動産業者では太刀打ちできず、地場産業の存続の危機にもなります。

また、一般消費者の観点から考えても、担保権を有する銀行により、価格の点、相談する業者の制限等、不動産売却の自由を制限される結果となりかねません。

以上の事情から、この度、陳情することになりました。協会支部の所属会員は656社です。署名者は4,787名になります。

す。

陳情書類を内閣府に直接お届けする予定でしたが、原則として、郵送でとのご指導がありましたので、陳情書の副本を手元に残すためにも内容証明郵便で送付することとしました。別送する陳情書と署名名簿をお受け取り戴き、銀行の不動産業解禁は競争条件の公平性が確保されず、地域経済の破壊にも繋がること等を考慮して、容易に法改正等に至らぬようお願い申し上げます。

全国約14万の中不動産業者に先駆けて陳情させて頂きます。

記

陳情書

内閣總理大臣 安倍晋三様

陳情者

一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会  
千葉支部支部長石川公之  
銀行等の不動産業参入に対する陳情

[陳情の趣旨]

一般社団法人全国地方銀行協会が平成30年9月12日付で内閣府に提出した「環境変化を踏まえた業務範囲規制の見直しに関する要望書」では、銀行および銀

行子会社・兄弟会社の業務範囲を見直し、不動産仲介業務を解禁すべきとの要望が盛り込まれている。

また、この要望項目が直ちに措置できない場合の対応として、事業承継・相続・事業再生第一定分野における不動産業の解禁や、信託兼営金融機関による不動産仲介業務の解禁が提案されている。

以上の提案に対し、一般社団法人千葉県宅地建物業協会千葉支部会員及び業界関係者は、以下の理由により、断固反対の意を表明する。

#### 〔陳情事項〕

一般社団法人全国地方銀行協会から出されている、銀行および銀行の子会社・兄弟会社の不動産業参入等を求める一連の規制改革要望を認めないこと。

##### (1) 宅建業の公正な競争の阻害

銀行は、以下のとおり、中小宅建業者と比較し極めて有利な立場にある。

① 不動産の保有状況・売買の意向等、膨大な顧客情報を持っている。

② 各地に支店を持っており、高い知名度と公的な性格による社会的信用を有している。

③ 銀行資本による経済支配力が絶大で

ある。

こうした状況のなか、銀行に不動産業を認めれば、銀行資本による寡占化を招き、市場の独占化を許し、宅建業における公正な競争を阻害されるおそれがあり、中小宅建業者にとっては死活問題となる。

#### (2) 銀行経営の健全性の確保

銀行は、国民の預金を預かり、企業の資金繰りを支える等の公的性格を持つ機関であり、経営を危うくする可能性のある他業を認めるべきではない。

また、銀行の不動産業参入を認めれば、不動産業への貸し出し集中や、甘い審査による不適切な融資が増加し、銀行の健全性を損ねる可能性がある。銀行は抵当権を有している場合が多く、売買代金の決定に介入し、自己利益の追求や利益相反行為が頻発することも危惧される。これは、公正な競争や消費者保護の観点からも大いに問題である。

銀行の不動産業参入問題は過去に何度も議論されてきたが、その都度上記の考え方をベースに中小宅建業者に配慮した対応がなされてきた経緯がある。

今日的な視点でいえば、業界の8割以上を占める地域の中小宅建業者が、銀行の参

8-12

入によりその存立が脅かされることになれば、国策である地方創生の流れと大きく逆行することとなり、政策的矛盾を期しかねない。

以上の点から、今般提出されている銀行業務に関する一連の見直し案は、我々業界として到底受け入れることはできません。よって、陳情の趣旨に賛同する会員及び業界関係者の署名簿を添付して陳情いたします。

以上

令和元年6月11日

陳情者

千葉県千葉市中央区中央港1-17-7  
一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会  
千葉支部 支部長 石川公



この郵便物は令和1年6月11日第63501号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

